

「分権型教育行政」のしくみ（補足資料）

今回委員として参画いただく「北区教育会議」は、大阪市独自のしくみである、「分権型教育行政」のしくみの元で行われています。

この「分権型教育行政」がどのようなものかを、会議にご出席いただくにあたって、事前にお読みいただき、本日お送りしました会議資料をご覧ください幸いです。

「分権型教育行政」とはどのようなものか？（別紙 について）

大阪市内には24区合わせて約500の校園があり、これまでは、そのすべてを教育委員会（教育長）のもとで運営するしくみになっていました。

ところが、学校ごとに地域の実情や課題に応じた取り組みを進めていくには、教育委員会のみではどうしても把握が難しい場面がある、あるいは細かいところまで手が行き届きにくいという課題がありました。

そこで、その権限と責任のうち、大阪市全体として一元的に実施したり、集約することが必要な事務については、これまでの教育委員会事務局が担当し、区における教育に関するニーズを把握したり、学校を支援する施策を推進するような部分については、住民により身近な「区」へ分担することで、より住民のニーズを反映しやすい教育行政のしくみが考えられました。

ただし、現在の教育行政のしくみは、学校教育や社会教育に関する事項は、市長部局（区役所も含まれています）から独立した、教育委員会が担わねばならない事務となっています。

そのため新たに「区担当教育次長」という職が設置され、その職を区長が兼任するという形をとることになりました。

そのため、現在の大阪市では、教育長のもと「区担当教育次長」と「教育次長」が、役割を分担しながら校園に関する教育行政を進めています。

区における教育に関するニーズを把握するしくみ（別紙 について）

「区担当教育次長」のもと、保護者や地域住民の意見を把握して施策を進めていくことと、区内の小中学校長との連絡調整・意見交換を2つの柱として、ニーズを把握し、それを教育施策に反映するしくみになっています。

保護者・地域住民等の意見を把握する場が「区教育会議」であり、区内の小中学校長との意見交換・連絡調整の場が「区教育行政連絡会議」となっています。

北区における学校教育関係の施策

北区では、分権型教育行政の取組みとして具体的に次のような施策を進めています。

学校選択制	・小中学校で実施
校長経営戦略予算 区担当教育次長執行枠を活用した区独自事業	・学校ステップアップ事業 ・キタ塾 ・多文化交流イベント「きいてみよう やってみよう」
区役所予算を活用した区独自の学校支援事業（北区学校教育活動支援事業）	・文化芸術体験事業 ・中学校部活動支援事業 ・発達障がいサポート事業
学校協議会の運営補佐	各校園で学期ごとに開催される学校協議会に区役所職員が参加し、協議会の運営状況の把握と、必要に応じた区役所の施策や区内の状況に関するの情報提供を行う。
防災・減災教育の取組み	
区教育行政連絡会議	
区教育会議	